

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[2025年10月22日開催 (日本投資顧問業協会)]

1. 令和8年度税制改正要望について

- 2025年8月29日、令和8年度の税制改正要望項目を公表した。
- 主な項目としては、
 - ・ 「資産運用立国」の推進に向けた措置として、「NISA 対象商品の拡充を含む制度の充実」「NISA に係る所在地確認手続きの簡素化等」「投資法人に係る税制優遇措置の見直し及び延長」、
 - ・ 暗号資産・保険に関する措置として、「暗号資産取引に係る課税の見直し」「生命保険料控除制度の拡充の恒久化等」、
 - ・ 国際金融センターの実現に向けた措置として、「外国組合員に対する課税の特例の見直し」「クロスボーダー投資の活性化に向けた租税条約等の手続きの見直し」「金融所得課税の一体化」
- を要望している。
- 今後、年末に向けて議論が本格化していくところ、日本投資顧問業協会においても、引き続き、御協力をお願いしたい。

2. 2025事務年度の金融行政方針、監督の方針について

- 2025事務年度の金融行政の基本的な方針を示した「金融行政方針」を8月29日に公表した。
- 本方針においては、資産運用立国の実現に向けた取組として、
 - ・ 資産運用サービスの高度化に向けて、資産運用会社や信託銀行、生命保険会社等のサービスの提供者を横断的にモニタリングすること
 - ・ 2026年4月に予定されている日本投資顧問業協会と投資信託協会の統合を着実に進めること
 - ・ 資産運用会社の競争を促し、業界全体の運用力の向上につなげていくため、新興運用業者促進プログラム（日本版EMP）に沿って、金融機関等に対して新興運用業者の活用を引き続き促していくこと

などが盛り込まれている。

- 資産運用業は、資産運用立国を目指す「成長と分配の好循環」の担い手であり、国民の安定的な資産形成を支え、成長資金を供給する主体として、その社会的重要性は一段と高まっている。金融庁においても、資産運用業界の健全な発展を後押ししていくため、2025年7月、新たに「資産運用課」を設置した。
- 資産運用課では、
 - ・ 資産運用業者に対し、拡大するビジネスを支える適切な業務運営体制の確保や、顧客本位の業務運営の徹底を求めるほか、
 - ・ 資産運用サービスの高度化に向け、資産運用業者における、運用力向上、ガバナンス強化に向けた取組等をモニタリングする。
- 資産運用立国の実現に向けて、これまで以上に各資産運用会社との関係強化を図りながら、資産運用サービスの高度化に向けた各社の取組を後押ししていくとともに、インベストメントチェーンにおける課題について、業界とともに対応案を検討してまいりたい。については、制度面・実務面での課題等があれば、引き続き前広に御相談いただきたい。

3. 犯罪収益移転防止法施行規則の改正について（非対面の本人確認方法の見直し）

- 偽変造された本人確認書類により開設された架空・他人名義の預貯金口座等が詐欺等に利用されていることを踏まえ、「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」（2025年4月22日）や「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2025年6月13日）において、非対面の本人確認方法をマイナンバーカードの公的個人認証に原則として一本化する旨の方針が示されている。
- これを踏まえ、2025年6月24日、犯罪収益移転防止法施行規則が改正され、非対面での本人確認方法のうち、本人確認書類の偽変造によるなりすまし等のリスクの高い方法が廃止されることが決まった。なお、対面での本人確認方法についても、マイナンバーカード等のICチップ情報の読み取りを義務付ける方向で警察庁において検討が行われている。
- 偽造身分証での口座開設・不正利用への対策としてきわめて効果が高いことから、本改正の施行日は2027年4月1日となっているが、各金融機関に

おいては、施行日を待たず、可及的速やかな対応をお願いしたい。

4. 「金融庁 AI 官民フォーラム」(第2回) 開催報告

- 金融分野における AI の健全な利活用を後押しするため、金融庁では、金融機関や IT 事業者等の関係者を交え、AI の活用事例や課題をオープンに議論する場として「金融庁 AI 官民フォーラム」を開催している。
- 2025 年 9 月 18 日に開催された第 2 回フォーラムではデータマネジメントについて、有識者によるプレゼンテーションやパネルディスカッションを行った。フォーラムの模様は YouTube でアーカイブ配信されているので、御覧いただきたい。
- 第 3 回以降のフォーラムでは、AI の利活用時の規制対応上の考慮や AI に係る投資・人材育成面での対応などについても議論を行う予定である。引き続き、積極的にフォーラムに参加いただきたい。

5. 「資産運用サービスの高度化に向けたプログレスレポート 2025」の公表

- 資産運用立国の実現に向けて、資産運用会社においては、受益者等の最善の利益を勘案した業務運営や資産運用サービスの更なる高度化に向けた取組が期待される。金融庁においては、こうした観点から、資産運用サービスを提供する様々な金融機関について業態横断的なモニタリングを実施し、その結果を、2025 年 6 月 27 日に「資産運用サービスの高度化に向けたプログレスレポート 2025」として公表。
- 今回のレポートでは、2024 年の「実行計画 2024」を踏まえ、大手資産運用会社のビジネス状況やプロダクトガバナンスの高度化に向けた取組、金融機関の確定拠出年金(企業型 DC・iDeCo)や確定給付企業年金(DB)向けサービスの状況と課題などを取り上げている。
- 資産運用会社に対するキーメッセージは次のとおり。
 - ① 各金融機関には、レポートで示したデータも踏まえつつ、現在のビジネスモデルの妥当性、他社との差別化、更なる成長のために取り組むべき優先課題・本質的課題、課題解決の方策などについて検討していくことを期待する。
 - ② 安定的な資産形成に資する良質な商品を提供するため、各社には商品ライフサイクルを通じて「コストに見合った十分な付加価値等を顧客に提供

すること」を意識してプロダクトガバナンスを徹底し、商品組成時の商品設計や組成後の品質管理を適切に行うことを期待する。

- ③ エンゲージメントを通じた投資先の成長支援をより実効的で持続性のある取組とするためには、資産運用会社が「有意義な対話の実践」と「業務の効率化」の両立を図るとともに、運用会社とアセットオーナーが業務の合理化・コストシェアリングのあり方を模索することを期待する。
- 各金融機関には、資産運用サービスの高度化に向け、本レポートを参考に深度ある分析・検証を行い、必要に応じて、改善を検討いただきたい。金融庁としても、対話等を通じてその取組状況等を継続的にフォローアップしていく。

6. 新興運用業者促進プログラム（日本版 EMP）について

- 金融庁では、2023年12月に策定された「資産運用立国実現プラン」に基づき、新興運用業者促進プログラム（日本版 EMP）に取り組んでおり、この一環として、金融機関の取組事例を金融庁ウェブサイトにて、2024年6月から公表している。公表から約1年が経過したことから、今般、各金融機関の取組事例について提出を依頼し、16社から更新、2社から新規の提出があった。
- 金融庁が公表した資産運用に関するプログレスレポートにおいて、日本版 EMPについても紹介している。
- 金融機関の中には、EMPに関する投資枠を設定し、実際に国内のVCやPE、上場株ファンド等の新興運用業者への投資実績も出てきている。
- こうした各金融機関における自社の運用力の向上や、将来的な顧客向け商品の委託先の開拓に向けた新興運用業者を活用する取組は、資産運用業の健全な競争として家計やアセットオーナーに益するものと考えており、今後とも積極的に取組をお願いしたい。

7. 資産運用業の健全な発展に向けた組織体制の整備について

- 資産運用業の健全な発展を後押しするための組織体制を整備することも重要である。
- 2025年7月には監督局に資産運用課を新設したところであるが、続いて、8月の機構定員要求においては、近年重みが増す資産運用業およびアセットオーナーでもある保険業に対する監督の連携強化を図ること等を目的とし

て、「資産運用・保険監督局」の設置を目指すこととしている。

- また、2026 年 4 月に予定されている日本投資顧問業協会と投資信託協会の統合についても、具体的な議論が進められているものと承知している。統合により、従来の自主規制の機能に加え、資産運用立国の実現を推進するための企画・立案機能や情報発信機能の強化が図られ、新たな資産運用業界として発展していくことを期待している。金融庁としても、統合が着実に進むよう後押ししてまいりたい。

8. Japan Weeks2025・資産運用業大会について

- 資産運用立国の実現に向けた施策や日本の金融資本市場の魅力を情報発信するため、2024 年に続き、10 月 20 日から 24 日をコアウィークとして、Japan Weeks2025 を開催。金融機関や業界団体等主催のイベントが 80 件以上開催された。

（参考）Japan Weeks2024 の実績

2024 年 9 月 30 日から 10 月 4 日をコアウィークとして開催。合計 70 件のイベントが開催され、国内外金融関係者約 3 万人が参加。

- その一環として、2025 年 9 月 29 日には、日本投資顧問業協会と投資信託協会との共催により、「資産運用業大会」が開催。業界関係者が一堂に会し、業界の発展や課題解決に向けて認識を共有し合う大変良い機会であった。
- 今後ともこのような機会を通じて、資産運用業界全体が、顧客利益の最優先など、国民の安定的な資産形成に向けた社会的使命を改めて確認し、業界一丸となって資産運用立国の実現に向けて取り組んでいただくことを期待している。

9. ファンドモニタリング調査について

- 証券監督者国際機構（IOSCO）等が金融安定に影響を与えるリスクのあるファンドについて、データを徴求するよう求めていることを受けて、2024 年から、純資産総額が 500 億円以上の国内ファンドを対象に、流動性リスク等を把握するためのファンドモニタリング調査を開始した。第 1 回の調査結果については、2025 年 3 月に公表済み。第 2 回調査については、2025 年 5 月末を期限として調査に御対応いただいた。調査結果については、IOSCO に提出するとともに、金融庁 HP でも概要を公開したい。また、本調査結果については、ファンドの流動性リスク管理に係るモニタリングにも活用していく予

定である。

10. インターネット取引における不正アクセス・不正取引事案への対応について

- 証券口座の不正アクセス・不正取引事案への対応については、2025年10月15日付で、監督指針の改正が行われた。資産運用会社においても、自らの顧客や業務の特性に応じて、リスクの存在を十分に認識・評価した上で対策の要否・種類を決定し、迅速な対応を進めていただきたい。

11. 投資助言・代理業者に対する行政処分について

- 直近の事例について、2025年2月の意見交換会以降、投資助言・代理業者1社に対して、行政処分を行っている。
- 金融商品取引業者は、顧客本位の業務運営を徹底し、真に顧客の利益に資する行動が求められているところ、日本投資顧問業協会においては、コンプライアンス研修の実施や会員監査等により会員の法令遵守体制の構築を進めていただいていると承知しているが、引き続き、法令違反行為の発生防止に御協力いただきたい。

12. 価格転嫁・取引適正化に関する要請について

- 賃上げの原資を確保する価格転嫁・取引適正化を進めるため、2025年4月及び8月、日本投資顧問業協会に対し、要請文を発出した。
- 具体的には、2025年5月に成立した下請法・下請振興法の改正内容に関する周知や、警備、ビルメンテナンス、広告等の間接的な経費に関する価格交渉対象化の検討などを要請している。
- 価格転嫁を阻害する商慣習の一掃は政府をあげた取組であるところ、本要請の趣旨・内容を十分に把握した上で、経営トップ自らがリーダーシップをもって、価格転嫁・取引適正化の着実な実行に努めていただくようお願いしたい。

13. 対イラン制裁に係る要請について

- 2025年9月、イランの核問題に関し、国連安保理決議に基づき、過去の対イラン制裁の復活（スナップバック）が決定された。
- 我が国においても、外為法告示の改正（2025年9月28日公布・施行）等を行い、資産凍結や資金移転防止等の措置を再導入した。

- これを受け、2025年9月30日、関係する金融機関等に対し、「イランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬手段の開発並びにイランへの大型通常兵器等の供給等に関連する取引について（要請）」を発出した。
- 同要請文においては、資産凍結や資金移転防止等の措置への遺漏なき対応とともに、本人確認義務及び疑わしい取引の届出義務の履行を求めているところ、傘下金融機関への周知・徹底をお願いしたい。

（以上）